

平成19年6月5日

株 主 各 位

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

(本社事務所)

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

**川崎重工業株式会社**

取締役社長 大 橋 忠 晴

## 第184期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第184期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、平成19年6月26日午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載しております議決権行使コードとパスワードによりインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内にしたがって賛否を入力いただき、議決権をご行使ください。

なお、議決権のご行使にあたっては、後記46ページから47ページに記載の「インターネットによる議決権行使について」をお読みください。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成19年6月27日（水曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場 所 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル4階 神戸新聞松方ホール  
[ 末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。]

### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第184期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第184期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

（各議案の内容につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。）

### 4. その他株主総会招集に関する決定事項

書面又は電磁的方法により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効としますが、同日に到着したものは、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- 
1. 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.khi.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大を背景とした民間設備投資の増加により、景気の拡大基調が鮮明になる中で推移しました。海外においても、米国において一部減速感はあるものの、中国などを中心に好況が続いており、総じて堅調に推移しました。

このような経営環境の下、川崎重工グループは積極的に営業活動を展開した結果、受注高は車両事業、航空宇宙事業、プラント・環境・鉄構事業を中心に増加したことなどにより、1兆5,926億円と前年度を17%上回りました。

売上高につきましては、航空宇宙事業及び汎用機事業を中心に増加し、1兆4,386億円と前年度を8%上回りました。

利益面につきましては、為替レートが円安ドル高傾向で推移したことに加え、車両事業及び汎用機事業の伸張、プラント・環境・鉄構事業の赤字幅の縮小などにより、営業利益は691億円と前年度を65%上回り、経常利益は490億円と前年度を58%上回りました。

また、特別損失として、独占禁止法違反に係る損失及び訴訟損失引当金として37億円を計上しました。

以上の結果、当期純利益は、前年度を80%上回る297億円となり、売上高、営業利益、経常利益とともに、過去最高となりました。

## 事業部門別の状況

**船舶事業**では、LNG船3隻、LPG船2隻、ばら積み貨物船8隻を受注しました。ばら積み貨物船は減少しましたが、大型LNG船を受注したことなどにより、受注高は1,356億円と前年度を上回りました。

売上高は、LNG船、大型タンカー、ばら積み貨物船、潜水艦などを計上し、1,088億円とほぼ前年度並みとなりました。

営業損益は、資材費上昇の影響などにより5億円悪化し、22億円の損失となりました。

**車両事業**では、JR各社から新幹線、通勤・近郊電車、機関車、貨車を、各私鉄・公営鉄道から電車などを受注し、海外からはニューヨーク州交通局メトロノース鉄道向け交直流通勤電車などを受注しました。国内向け各種車両の受注が大きく増加したため、受注高は2,691億円と前年度を大幅に上回りました。

売上高は、JR向けの車両の納入はほぼ前年度並みであったものの、海外においてニューヨーク地下鉄電車、台北地下鉄電車の納入及び北米向け建設機械の販売が増加したことなどにより、1,842億円と前年度を上回りました。

営業利益は、売上高の増加に伴い前年度から43億円増加し、131億円となりました。

**航空宇宙事業**では、防衛省から開発主担当企業の指名を受けている次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発プロジェクトの平成18年度分を受注したほか、CH-47大型輸送ヘリコプター、OH-1観測ヘリコプター、CH-101南極輸送支援ヘリコプターなどを受注しました。また、民需製品では、ボーイング社向けB777・B767旅客機分担製造品などを受注しました。ボーイング社向け旅客機分担製造品の受注が増加したことなどにより、受注高は2,556億円と前年度を上回りました。

売上高は、次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発プロジェクト及びボーイング社向け旅客機分担製造品の売上が増加したことにより、2,691億円と前年度を大幅に上回りました。

営業利益は、売上高の増加に伴い前年度から37億円増加し、134億円となりました。

**ガスタービン・機械事業**では、防衛省向けのヘリコプター用エンジン、ディーゼル主機関を受注し、内外の顧客向けにガスタービン発電設備、天然ガス圧送設備などを受注したほか、V2500・トレント等の民需航空機用エンジン分担製造品を受注しました。天然ガス圧送設備の受注が増加したことなどにより、受注高は2,048億円と前年度を上回りました。

売上高は、ガスタービン発電設備、船用蒸気タービン主機関、民需航空機用エンジン分担製造品の売上が増加したことなどにより、1,833億円と前年度を上回りました。

営業利益は、売上高の増加に伴い前年度から30億円増加し、98億円となりました。

**プラント・環境・鉄構事業**では、海外においてセメントプラント、フェロニッケル精錬プラント、トンネル掘削機などを受注したことにより、受注高は1,502億円と前年度を大幅に上回りました。

売上高は、国内において都市ごみ焼却設備、風力発電設備など、海外において排煙脱硫装置、セメント排熱発電設備、シールド掘進機などを納入したものの、1,220億円と前年度を大幅に下回りました。

営業損益は、プラント部門が大幅に好転したことなどにより前年度から60億円改善したものの、24億円の損失となりました。

**汎用機事業**では、米国・欧州等の先進国向け二輪車の販売増に加え、自動車及び半導体関連等の産業用ロボットの売上也増加したことなどにより、売上高は4,037億円と前年度を上回りました。

営業利益は、前年度から76億円増加し、275億円となりました。

**その他の事業**では、中国向けが引き続き好調な油圧機器事業が高水準で推移したことから、売上高は1,673億円と前年度を大幅に上回りました。

営業利益は、前年度から29億円増加し、96億円となりました。

(事業部門別受注高・売上高・営業損益)

事業部門	受注高		売上高		営業損益	
	金額	対前年度 比増減	金額	対前年度 比増減	金額	対前年度 比増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
船舶事業	1,356	72	1,088	△ 8	△ 22	△ 5
車両事業	2,691	659	1,842	159	131	43
航空宇宙事業	2,556	263	2,691	505	134	37
ガスタービン・機械事業	2,048	167	1,833	218	98	30
プラント・環境・鉄構事業	1,502	528	1,220	△424	△ 24	60
汎用機事業	4,037	367	4,037	367	275	76
その他	1,735	350	1,673	342	96	29
消去又は全社	—	—	—	—	2	1
合計	15,926	2,410	14,386	1,161	691	273

- (注) 1. 売上高は、外部顧客に対するものを記載しております。  
 2. 汎用機事業については、売上高をもって受注高としております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、新機種・新製品対応のための設備、生産合理化のための設備を中心に、総額392億円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度中に完工・取得した主な設備投資及び当連結会計年度末現在において工事中の主な設備投資は、以下のとおりであります。

①当連結会計年度中に完工・取得した主な設備投資

- ・車両総合事務所 (車両事業)
- ・ジェットエンジン開発・生産設備 (ガスタービン・機械事業)

②当連結会計年度末現在において工事中の主な設備投資

- ・航空機生産システム (航空宇宙事業)
- ・車両開発・生産合理化設備 (車両事業)
- ・油圧機器工場増築 (その他事業)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金420億円及び国内無担保普通社債200億円などの調達を行い、社債の償還、長期借入金の約定弁済、設備資金、運転資金等に充ちいたしました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成18年10月1日付けで、カワサキ環境エンジニアリング株式会社に当社環境事業を承継させる会社分割を行いました。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成18年5月1日付けで、アルナ輸送機用品株式会社の発行済株式の全てを取得し、完全子会社としました。

当社は、平成19年3月30日付で、カワサキヘリコプタシステム株式会社の株式を一部処分し、連結子会社から除外しました。

#### (8) 対処すべき課題

個人消費や輸出の増加、企業収益の拡大による民間設備投資の増加により、国内景気は概ね拡大基調で推移し、海外においても米国で一部減速感はあるものの、欧州や中国・アジアを中心に景気は総じて堅調であり、BRICs諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国）も高い経済成長率を保っていますが、川崎重工グループを取り巻く経営環境は、今なお予断を許さない状況にあります。具体的には、素材価格及び外注費の上昇、熟練労働力の不足、大幅な株価変動や為替相場の変動リスクなど、不安定要因が数多く存在します。そうした中であっても、当グループは、強固な収益基盤を確立し、持続的な成長を果たすために、昨年9月に策定した中期経営計画に従って、以下の重点施策をグループ全体として着実に推進してまいります。

##### ①持続的成長サイクル確立に向けた改革の継続

- i) グループ全体での開発・生産販売体制の効率化
  - ii) 為替変動に強い事業体質の構築
  - iii) 経営資源としての「人」にかかわる諸問題の解決
- などの事業体質の強化を目的とした改革を推進していきます。

##### ②収益力の向上（収益率重視型の経営）

- i) 技術力・非価格競争力並びに営業力の強化
  - ii) 高操業への的確な対応
  - iii) 資材費低減などコストパフォーマンスの向上
  - iv) 経営効率化による固定費の削減
- などの個々の事業・製品・プロジェクトごとの収益率向上に努めます。

### ③資金効率の向上

- i) 運転資金の圧縮
- ii) 重点投資の実施

などのフリーキャッシュフローの改善、有利子負債の圧縮を図ります。

次に、セグメント別の経営戦略という面では、「事業の選択と集中」という方針の下で、各事業における将来ビジョンを明確にし、経営資源を将来性のある事業・製品分野に集中してまいります。

まず、車両事業、航空宇宙事業、ガスタービン・機械事業、汎用機事業を4本の柱と位置付けており、以下の施策をそれぞれ進めております。

- ①車両事業：国内に北米とアジアを加えた三大市場での事業運営体制の強化
- ②航空宇宙事業：次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発やボーイング787開発・生産などの大型プロジェクトの推進
- ③ガスタービン・機械事業：需要拡大に伴い民需航空機用ジェットエンジン、産業ガスタービンなどの開発・生産設備の拡充
- ④汎用機事業：先進国向けモーターサイクルを主力・最重点事業として、事業規模拡大・収益性向上、製品競争力を高めるため、グローバルレベルで開発・生産体制の強化

一方、育成事業と位置付けているエネルギー・環境関連事業の母体となるプラント・環境・鉄構事業は、この数年間抜本的な構造改革に取り組んでおります。プラント、環境事業については、本年4月、それぞれの分社会社の合併により、「エネルギー・環境関連事業」の母体の一つを構築し、第5の柱とするべく育成を加速させてまいります。また、鉄構事業については、徹底したスリム化とLNG関連事業などエネルギー・環境関連の成長分野の強化とともに、播磨工場をグループ全体の製造拠点として活用する施策を展開しております。

以上のような事業活動を行う上で、コンプライアンス（法令遵守）が大前提となることはいままでもありません。しかし、誠に残念な事に、本年1月には鋼鉄製橋梁の、同3月にはトンネル換気設備の独占禁止法違反に関して、国土交通省より建設業法に基づき、一部建設業種について営業停止処分を受けました。

これまでも当グループは「違法行為は絶対に起こさない」ということを企業運営の基本とし、企業倫理に関する社内規則を整備した上で、階層別教育の実施や、各種ガイドブックを配付するとともに、各組織での法令遵守自主点検委員会の設置など、遵守すべき各種法令等の内容について周知徹底を図ってきました。さらに昨年10月に内部統制・コンプライアンス・CSR推進のグループ統括組織として新設されたCSR推進部を中心に従来の活動を一層強化し、さらなるコンプライアンスの徹底に組織的に取り組んでおります。

また、常に情報開示と透明性を最優先する企業風土の改善に努めております。

川崎重工グループは、このように事業全般にわたって一段と収益力を強化することにより企業価値を向上させるとともに、コンプライアンスについても徹底し、信頼感のあるカワサキブランドの確立を目指してまいります。



(9) 財産及び損益の状況の推移  
企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第181期	第182期	第183期	第184期 (当連結会計年度)
受 注 高 (億円)	12,267	13,018	13,516	15,926
売 上 高 (億円)	11,602	12,415	13,224	14,386
経 常 利 益 (億円)	121	210	308	490
当 期 純 利 益 (億円)	63	114	164	297
1株当たり当期純利益	4円37銭	7円92銭	11円20銭	18円94銭
総 資 産 (億円)	11,569	11,944	12,840	13,579
純 資 産 (億円)	1,901	2,014	2,375	2,953

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第181期	第182期	第183期	第184期(当期)
受 注 高 (億円)	8,158	8,707	8,768	9,595
売 上 高 (億円)	7,825	8,762	8,459	9,196
経 常 利 益 (億円)	107	113	233	338
当 期 純 利 益 (億円)	69	79	136	213
1株当たり当期純利益	4円78銭	5円47銭	9円27銭	13円56銭
総 資 産 (億円)	8,706	9,128	9,170	9,382
純 資 産 (億円)	1,641	1,716	2,005	2,431

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

重要な子会社

会 社 名	資 本 金	当社持株 比 率	事 業 内 容
川 重 商 事 株 式 会 社	600百万円	70%	各種産業用機械類、石油、鋼材、空調機器等の販売
株 式 会 社 川 崎 造 船	10,000百万円	100%	船舶、艦艇、海洋機器、その他輸送機器及びそれらの設備、部品の設計、製造、販売並びに修理等
株式会社 カワサキプレジジョンマシナリ	3,000百万円	100%	油圧機器・装置、機電製品、制御システムの設計、製造、販売、アフターサービス、メンテナンス
カワサキプラントシステムズ 株式会社	5,000百万円	100%	各種プラント、設備の設計・製作・据付・保守、3D-CAD配管設計、制御ソフトウェアの設計・製作

(次ページにつづく)

会 社 名	資 本 金	当社持株 比 率	事 業 内 容
株式会社 カワサキマシンシステムズ	743百万円	100%	建設機械、汎用ガスタービン、産業用ロボット、その他産業機械・部品の販売・修理
カワサキ環境エンジニアリング 株式会社	3,500百万円	100%	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物処理プラント、資源リサイクル設備、水処理施設等の設計・建設・販売並びに修理等
日 本 飛 行 機 株 式 会 社	6,048百万円	100%	航空機の製造、整備及び改造、ロケット部分品及び宇宙機器の製造、標的システムの製造、非破壊検査システム・工業用ファン等の製造
川 重 冷 熱 工 業 株 式 会 社	1,460百万円	83%	ボイラ、空調機器、吸収式ヒートポンプ等の製造・販売・据付工事・アフターサービス
株式会社 カワサキモーターズジャパン	560百万円	100%	二輪車、ジェットスキーの国内総販売元
株式会社 カワサキライフコーポレーション	400百万円	100%	不動産の売買・賃貸、ビル管理、保険代理業、リース・ローン業、ゴルフ場の経営
Canadian Kawasaki Motors Inc.	2百万カナダドル	100%	カナダにおける二輪車、四輪バギー車、ジェットスキー、汎用ガソリンエンジンの販売
Kawasaki Motors Corp., U.S.A.	65百万米ドル	100%	アメリカにおける二輪車、四輪バギー車、ジェットスキー、汎用ガソリンエンジンの販売
Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.	70百万米ドル	100%	アメリカにおける二輪車、四輪バギー車、ジェットスキー、汎用ガソリンエンジン、鉄道車両、産業用ロボットの製造
Kawasaki Rail Car, Inc.	60百万米ドル	(注) 1	鉄道車両・関連製品の製造・アフターサービス、各種エンジニアリング業務
Kawasaki Construction Machinery Corp. of America	8百万米ドル	(注) 2	アメリカにおける建設機械及び同関連製品の製造・販売・アフターサービス
Kawasaki Robotics (USA), Inc.	1百万米ドル	(注) 2	北米におけるロボットの販売
Kawasaki Precision Machinery (UK) Ltd.	5百万ポンド	100%	油圧ポンプ・モータ、その他油圧製品の製造、販売
Kawasaki Motors Europe N.V.	14百万ユーロ	100%	欧州における二輪車、四輪バギー車、ジェットスキー、汎用ガソリンエンジンの販売統括
Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co., Ltd.	1,900百万バーツ	92%	タイにおける二輪車の製造・販売

- (注) 1. Kawasaki Rail Car, Inc. は、Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A. の完全子会社であります。
2. Kawasaki Construction Machinery Corp. of America 及び Kawasaki Robotics (USA), Inc. は、Kawasaki Motors Corp., U.S.A. の完全子会社であります。
3. 当連結会計年度から、重要な子会社に、Kawasaki Precision Machinery (UK) Ltd. を加え、P.T. Kawasaki Motor Indonesia を除外しました。

## 企業結合の経過

連結子会社は、上記②に掲げる重要な子会社19社を含め96社、持分法適用会社は19社であります。

なお、重要な子会社のうち、カワサキ環境エンジニアリング株式会社は、平成19年4月1日付けで、カワサキプラントシステムズ株式会社を吸収合併し、商号をカワサキプラントシステムズ株式会社に変更しました。

## 企業結合の成果

前記の「事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当連結会計年度の連結売上高は1兆4,386億円と、前年度に比べ1,161億円（8.7%）増加し、連結当期純利益は297億円となりました。

### (11)企業集団の主要な事業内容及び従業員の状況

事業部門	主 要 事 業	従業員数（名）
船 舶 事 業	船舶等の製造・販売	2,632
車 両 事 業	鉄道車両、土木建設機械、除雪機械等の製造・販売	3,156
航空宇宙事業	航空機等の製造・販売	5,142
ガスタービン・ 機 械 事 業	ジェットエンジン、汎用ガスタービン、原動機等の製造・販売	2,980
プラント・ 環境・鉄構事業	産業機械、ボイラ、環境装置、鋼構造物等の製造・販売	2,788
汎 用 機 事 業	二輪車、四輪バギー車(A T V)、多用途四輪車、 パーソナルウォータークラフト(「ジェットスキー」)、 汎用ガソリンエンジン、産業用ロボット等の製造・販売	8,747
そ の 他	油圧機器等の製造・販売、商業、福利施設の管理等	3,092
全 社 共 通	(本社研究開発部門等)	674
合 計		29,211 ( 国内 22,872 ) 海外 6,339

(注) 当社の従業員数は9,795名（平均年齢 43.2歳、平均勤続年数 21.0年）です。

(12)企業集団の主要な営業所及び工場  
当社

		名称及び所在地
主要な営業所	本社	神戸本社(神戸市)、東京本社(東京都港区)以上2か所
	支社	北海道支社(札幌市)、中部支社(名古屋市)、関西支社(大阪市)、九州支社(福岡市)以上4か所
	営業所	東北営業所(仙台市)、中国営業所(広島市)、沖縄営業所(那覇市)以上3か所
	海外事務所	北京(中国)、台北(台湾)、デリー(インド)、モスクワ(ロシア)以上4か所
工場等		岐阜工場(各務原市)、名古屋第一工場(愛知県弥富市)、名古屋第二工場(愛知県海部郡)、神戸工場、兵庫工場、西神工場(以上神戸市)、明石工場(明石市)、加古川工場(加古川市)、播州工場、播磨工場(以上兵庫県加古郡)、技術研究所(明石市)以上11か所

重要な子会社  
) 国内

会社名	主要な営業所所在地	工場所在地
川重商事株式会社	神戸市、東京都江東区	—
株式会社川崎造船	神戸市	神戸市、坂出市
株式会社カワサキプレジジョンマシナリ	神戸市	神戸市
カワサキプラントシステムズ株式会社	神戸市、東京都江東区	—
株式会社カワサキマシンシステムズ	大阪市	—
カワサキ環境エンジニアリング株式会社	神戸市、東京都江東区	—
日本飛行機株式会社	横浜市	横浜市、大和市
川重冷熱工業株式会社	草津市、大阪市、東京都江東区	草津市
株式会社カワサキモーターズジャパン	明石市	—
株式会社カワサキライフコーポレーション	神戸市	—

) 国外

会社名	所在地
Canadian Kawasaki Motors Inc.	カナダ
Kawasaki Motors Corp., U.S.A.	アメリカ
Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.	アメリカ
Kawasaki Rail Car, Inc.	アメリカ
Kawasaki Construction Machinery Corp. of America	アメリカ
Kawasaki Robotics (USA), Inc.	アメリカ
Kawasaki Precision Machinery (UK) Ltd.	イギリス
Kawasaki Motors Europe N.V.	オランダ
Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co., Ltd.	タイ

### (13)主要な借入先

借入先	借入残高		
	長期	短期	合計
	億円	億円	億円
株式会社みずほコーポレート銀行	320	102	423
株式会社三井住友銀行	205	84	290
株式会社三菱東京UFJ銀行	173	43	217
国際協力銀行	13	122	136
Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.	110	15	126

### (14)その他企業集団の現況に関する重要な事項

#### 法令・定款違反について

##### ）鋼鉄製橋梁工事に関する独占禁止法違反について

当社は、平成18年11月10日、国土交通省が発注する鋼鉄製橋梁工事について、独占禁止法に違反する行為（談合）を行っていたことについて、東京高等裁判所から200百万円の罰金の支払いを命じる判決を受け、平成19年1月5日に納付いたしました。また本件を理由として、国土交通省近畿地方整備局より、建設業法に基づき、一部の建設工事業種について平成19年1月30日から45日間の営業の停止を命じられました。

##### ）トンネル換気設備工事に関する独占禁止法違反について

当社は、平成18年9月8日、旧首都高速道路公団が発注したトンネル換気設備工事について、独占禁止法に違反する行為（談合）が行われていたとして、公正取引委員会から、128百万円の課徴金納付命令を受け、平成18年12月11日に納付いたしました。また本件を理由として、国土交通省近畿地方整備局より、建設業法に基づき、一部の建設工事業種に関して平成19年3月15日から15日間の営業の停止を命じられました。

##### ）水門設備工事に関する独占禁止法違反について

当社は、平成19年3月8日、国土交通省等が発注した水門設備工事について、独占禁止法に違反する行為（談合）が行われていたとして、公正取引委員会から、排除措置命令及び219百万円の課徴金納付命令を受け、納付予定であります。

#### 重要な訴訟案件等

当社は、平成18年6月27日、自治体等が発注したごみ焼却施設工事について、独占禁止法に違反する行為（談合）が行われていたとして、公正取引委員会から排除措置を命じる審決を受けましたが、これを不服として、東京高等裁判所に審決の取消訴訟を提起いたしました。また、平成19年3月23日に、本件に関して公正取引委員会から5,165百万円の課徴金納付命令を受けましたが、これを不服として、公正取引委員会に対して審判請求をいたしました。

一方、本件に関連し、談合行為によって、発注者（京都市）に対して損害を与えたとして、住民訴訟が提起されておりましたが、平成19年4月24日に、最高裁判所が当社の上告を棄却したため、損害額1,831百万円と利息の支払を命じる判決が確定しました。

この他、次のとおり当社単独又は他の会社と共に損害賠償を求める訴訟を提起されております。

自治体等	訴 訟 の 現 況
熱海市 (住民訴訟)	平成17年7月29日に静岡地方裁判所は他の6社と連帯して1,357百万円の返還を求める原告住民の請求を棄却する旨の判決を行いました。原告は東京高等裁判所に控訴しています。
福岡市 (住民訴訟)	平成18年4月25日に福岡地方裁判所から他の4社と連帯して2,088百万円の返還を命じる判決を受けたため、福岡高等裁判所に控訴いたしました。
神戸市 (住民訴訟)	平成18年11月16日に神戸地方裁判所から1,364百万円の返還を命じる判決を受けたため、大阪高等裁判所に控訴いたしました。
尼崎市 (住民訴訟)	平成18年11月16日に神戸地方裁判所から他の5社と連帯して530百万円の返還を命じる判決を受けたため、大阪高等裁判所に控訴いたしました。
湖北広域行政 事務センター	平成18年11月16日に大津地方裁判所に対して他の4社と連帯して677百万円の損害賠償請求が提訴され、係争中であります。
一宮市	平成19年3月30日に名古屋地方裁判所に対して他の4社と連帯して1,650百万円の損害賠償請求が提訴されました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,360,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,659,625,876株（自己株式115,671株を含む）
- (注) 2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債のそれぞれに付された新株予約権の行使及び第8回無担保転換社債の行使により、前期末に比べ101,911,169株増加しています。
- (3) 株 主 数 145,590名
- (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数を有する株主  
該当事項はありませんが、主な株主の状況は下表のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	所有株式数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	86,387	5.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	77,732	4.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	57,443	3.4
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	56,174	3.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	54,016	3.2
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	50,197	3.0
川 崎 重 工 業 従 業 員 持 株 会	33,198	2.0
川 崎 重 工 共 栄 会	28,924	1.7
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	27,521	1.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	26,828	1.6

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中において使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
現に発行している新株予約権

区 分	2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権
新株予約権の数	612個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,362,637株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権付社債の残高	612,000千円

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権付社債の残高を、転換価額182円で除したものであります。

区 分	2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権
新株予約権の数	5,657個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,383,620株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権付社債の残高	5,657,000千円

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権付社債の残高を、転換価額232円で除したものであります。

なお、上記のほか、商法の旧規定に基づいた転換社債を発行しております。

区 分	第8回無担保 転換社債	第9回無担保 転換社債
転換社債の残高	7,518,000千円	7,039,000千円
転換により発行する株式の種類	普通株式	普通株式
転換により発行する株式の数	12,571,906株	11,770,903株
転換価額	598円	598円

(注) 転換により発行する株式の数は、それぞれ転換社債の残高を転換価額で除したものであります。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
取締役会長	田 崎 雅 元	(財)新産業創造研究機構理事長、(社)日本防衛装備工業会会長
※取締役社長	大 橋 忠 晴	
※取締役副社長	寺 崎 正 俊	社長補佐、本社管理部門統括
※常務取締役	吉 野 隆	ガスタービン・機械カンパニープレジデント
※常務取締役	松 崎 昭	技術開発本部長
※常務取締役	元 山 近 思	航空宇宙カンパニープレジデント
※常務取締役	野 口 二 郎	経営企画部長、関連企業部・法務部担当
※常務取締役	瀬 川 雅 司	車両カンパニープレジデント
○※常務取締役	丹 波 晨 一	汎用機カンパニープレジデント
監 査 役	上 田 忠 男	(常勤)
監 査 役	田 上 朗	(常勤)
監 査 役	川 本 洋	
監 査 役	土 井 憲 三	弁護士

- (注) 1. ※印は、代表取締役を示します。  
 2. 監査役 川本 洋及び土井憲三の両氏は、社外監査役であります。  
 3. ○印は、平成18年6月27日開催の第183期定時株主総会において、新たに就任した取締役を示します。  
 4. 当事業年度中に、第183期定時株主総会終結の時をもって、取締役 森田進一氏が退任しました。  
 5. 平成19年4月1日付けで取締役の地位が変更となり、常務取締役（代表取締役）松崎昭氏は取締役副社長（代表取締役）に、常務取締役（代表取締役）吉野 隆氏は取締役となりました。

6. 平成19年4月1日付けの業務執行体制は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
社 長	大 橋 忠 晴	
副 社 長	大 寺 崎 正 俊	社長補佐、本社管理部門統括
副 社 長	松 崎 昭 俊	社長補佐、技術統括、技術開発本部担当(神戸駐在)
常 務 務 員	元 山 近 思	航空宇宙カンパニープレジデント
常 務 務 員	野 口 二 郎	経営企画部長、関連企業部・法務部担当
常 務 務 員	瀬 川 雅 司	車両カンパニープレジデント
常 務 務 員	丹 波 晨 一	汎用機カンパニープレジデント
執 行 役 員	浜 田 滋 二	C S R 推進部長
執 行 役 員	三 原 修 二	人事労政部長、関西地区対外活動担当
執 行 役 員	天 江 文 昭	汎用機カンパニーバイスプレジデント 兼サプライチェーン本部長
執 行 役 員	三 嶋 和 彦	車両カンパニーバイスプレジデント
執 行 役 員	大 山 正 俊	技術開発本部長兼技術研究所長
執 行 役 員	能 勢 修 一	車両カンパニー大型構造物ビジネスセンター長
執 行 役 員	中 野 民 雄	ガスタービン・機械カンパニーバイスプレジデント 兼機械ビジネスセンター長
執 行 役 員	堀 川 英 嗣	航空宇宙カンパニーバイスプレジデント(787プロジェクト、技術担当)
執 行 役 員	服 部 晃	車両カンパニーバイスプレジデント(車両担当) 兼プロジェクト本部長兼北米プロジェクト部長
執 行 役 員	長 谷 川 聰	ガスタービン・機械カンパニープレジデント
執 行 役 員	浅 野 雄 一	ガスタービン・機械カンパニーバイスプレジデント(生産・コストダウン担当)兼機械ビジネスセンター工場総括部長
執 行 役 員	鈴 木 伸 一	航空宇宙カンパニーバイスプレジデント兼営業本部長
執 行 役 員	山 口 徹 滋	社長特命事項(株式会社カワサキマシンシステムズ担当)
執 行 役 員	村 山 滋	航空宇宙カンパニーバイスプレジデント(次期大型機プロジェクト、生産担当)
執 行 役 員	高 尾 光 俊	財務経理部長
執 行 役 員	木 野 内 総 介	汎用機カンパニー品質保証本部長
執 行 役 員	河 村 義 雄	汎用機カンパニー営業本部長
執 行 役 員	松 岡 京 平	車両カンパニー企画本部長
執 行 役 員	山 下 清 司	エネルギー・環境事業構想策定プロジェクト担当、営業推進本部長
執 行 役 員	菅 原 健 史	汎用機カンパニーサプライチェーン本部副本部長(S C 推進、調達担当)
執 行 役 員	上 田 澄 広	技術開発本部副本部長兼システム技術開発センター長
執 行 役 員	金 森 涉	ガスタービン・機械カンパニーバイスプレジデント 兼ガスタービンビジネスセンター長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	517,523千円
監査役	4名	69,720千円（うち社外2名 13,200千円）

(注) 取締役の報酬限度額は、月額60,000千円以内であります（平成13年6月28日開催の第178期定時株主総会において決議）。監査役の報酬限度額は、月額8,000千円以内であります（平成5年6月29日開催の第170期定時株主総会において決議）。

## (3) 社外役員に関する事項

### 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

### 他の株式会社の社外役員の兼任状況

監査役 土井憲三氏は、株式会社ワールドの社外監査役を兼任しております。なお、同社と当社の間には取引その他特別な関係はありません。

### 当社又は特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等との親族関係

該当事項はありません。

### 当事業年度中の主な活動状況

#### 取締役会及び監査役会への出席の状況及び発言の状況

監査役 川本 洋氏は、当事業年度中に開催された取締役会14回及び監査役会14回に全て出席し、主に会社経営者の経験からの発言を行っています。

監査役 土井憲三氏は、当事業年度中に開催された取締役会14回及び監査役会14回に全て出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っています。

### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役川本 洋、土井憲三の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、10,000千円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 87,821千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 165,584千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制の評価作業に係るアドバイザー業務等

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、監査役会規則に則り決定いたします。解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任を株主総会の付議議案とすること」を取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムについては、平成18年5月24日の取締役会で基本方針と構築された内部統制システム整備状況の確認について会社法に基づき決議し、その後の整備状況の変更を受けて、次のとおり平成19年3月29日の取締役会にて再決議いたしております。

<基本方針>

当社は以下の「経営の基本理念」を制定し、経営の拠り所としてきた。

- ①当社は優れた製品を最も適正な価格で顧客に提供する。
- ②絶えず生産性の向上に努め、常に適正な利益を確保する。
- ③最高水準の設備と技術を整備し、安全にして衛生的な職場環境を維持する。
- ④全社に相互信頼と理解を基礎とする協力的な気風を培い、組織の総力を結集する。
- ⑤従業員の能力開発に努め、業績に応じた公正な処遇を行う。

この「経営の基本理念」の実現のためにこれまでに構築してきた内部統制システムを維持するとともに、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制をより強固なものとする中で企業価値の向上を図ることを内部統制システム構築の基本方針とし、取締役及び使用人の義務とする。

<整備状況>

当社における本決議時点での内部統制システム整備状況は以下のとおりであるが、当社を取巻く環境の変化等も視野に入れ、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、平成18年5月24日の取締役会決議以降の変更として、内部統制面で当グループ全体を統括する専門組織として、平成18年10月1日付で、CSR推進部を新設した。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・業務執行から独立した取締役を置き、経営全般に対する取締役会の監督・監視機能を強化している。
- ・下記(3)に記載するコンプライアンスリスク管理の施策をとっている。
- ・取締役については、企業倫理の基本理念を自ら遵守する義務を負うほか、全従業員に法令等を遵守させる義務を負っており、その旨、川崎重工業企業倫理規則に規定している。
- ・執行役員規則、就業規則により使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保している。
- ・各種法令遵守の啓蒙・教育活動の継続的实施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めている。特に独占禁止法遵守については、独占禁止法遵守に関する取締役会運営細則及び独占禁止法遵守規則を定め、取締役及び使用人の同法規の遵守を確保すべく、啓蒙・教育を行っている。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・経営の意思決定及び業務執行の記録については法令に従った保存体制を確立するとともに、その他の情報も文書管理規程に従い、保存・管理されている。
- ・会議体資料における機密、個人情報はそのぞれ社内規則による適正な取扱を徹底し、規則に定められた方法による検証や業務監査などにより、その実効性を確保している。

### (3) 損失の危険の管理に関する体制

- ・重要な経営方針他の取締役会付議を規則によって義務付けている。
- ・決裁規則により重要事項の決裁ルールを明確にしている。
- ・重要プロジェクトのリスク管理に関する規則を始めとした各分野のリスク管理社則の制定及び運用を事業運営の各段階で行っている。
- ・CSR推進部、法務部を中心として、各種法令遵守の啓蒙・教育活動を継続して行い、コンプライアンスリスク発生を防ぐべく努めている。
- ・コンプライアンスリスクの管理のため川崎重工業企業倫理規則を制定するとともに、CSR委員会の活動により企業倫理規則の実効性を確保している。
- ・CSR推進部により法令遵守自主点検制度、コンプライアンスの啓蒙教育、コンプライアンス報告・相談制度（内部通報制度）の運営をしており、各制度をモニタリングすることにより実効性を確保している。
- ・内部監査部門（CSR推進部監査室）による業務監査を行い、業務執行の適正を確保している。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の業務分担により効率的業務執行を確保している。
  - ・取締役会の決議に基づき執行役員を定め、各事業分野における業務遂行の効率化を図っている。
  - ・社長諮問機関、補佐機関として経営会議や経営企画部を設置している。
  - ・経営計画を策定し、定期的にフォローアップすることで、全社の効率的事業運営を確保している。
  - ・当社グループへ経営方針・計画の周知及び意思統一のためのグループ業務執行会議を開催している。
  - ・機動的事業運営のための擬似会社制度として、カンパニー制の導入・運営を行っている。
  - ・経営資源の効率的投入のため、製造原価、設備投資、間接経費などへの予算統制を行っている。
- (5) 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・関連企業の株主として、株主総会における議決権行使による統制を行っている。
  - ・関連企業規則・決裁規則によって関連会社運営の重要事項決定等の統制を行っている。
  - ・非常勤取締役・非常勤監査役を派遣することによって経営の監督・監視を行っている。その実効性を確保するため、関連企業非常勤役員内規を制定するとともに、非常勤役員に対する啓蒙・教育を行っている。
  - ・当社常勤監査役は関連企業常勤監査役とも連携して活動している。
- (6) 監査役がその職務を補佐すべき使用人の設置を求めた場合の使用人に関する体制
- ・監査役の要請に応じて要員（監査役付）を配置している。
- (7) 監査役の職務を補佐すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制
- ・監査役の職務を補佐すべき使用人（監査役付）の人事は、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役会の他、経営会議やCSR委員会などの全社会議体へ出席をしている。
  - ・取締役との定期的な意見交換を行っている。
  - ・取締役が監査役に報告すべき事項を両者の協議により定めている。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・会計監査人や内部監査部門は監査役と緊密に連携している。
  - ・監査役の選任議案や監査役報酬等について、法令・定款に従い監査役の同意を得ている。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	961,917	流 動 負 債	806,506
現金及び預金	39,350	支払手形及び買掛金	412,501
受取手形及び売掛金	428,588	短期借入金	118,463
たな卸資産	427,934	未払法人税等	13,365
繰延税金資産	32,694	繰延税金負債	295
その他	37,623	賞与引当金	17,810
貸倒引当金	4,273	保証工事引当金	5,099
		受注工事損失引当金	12,362
固 定 資 産	396,062	訴訟損失引当金	2,398
有形固定資産	253,819	その他	224,208
建物及び構築物	97,385	前受金	124,444
機械装置及び運搬具	62,307	1年内償還社債	20,000
土地	66,502	その他	79,763
建設仮勘定	8,538	固 定 負 債	256,095
その他	19,085	社 債	80,826
無形固定資産	15,128	長期借入金	84,927
投資その他の資産	127,114	繰延税金負債	3,996
投資有価証券	65,327	退職給付引当金	77,484
長期貸付金	1,401	その他	8,861
繰延税金資産	27,725	負 債 合 計	1,062,602
その他	34,131		
貸倒引当金	1,472	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	282,110
		資 本 金	103,187
		資 本 剰 余 金	53,179
		利 益 剰 余 金	125,798
		自 己 株 式	55
		評価・換算差額等	8,317
		その他有価証券評価差額金	19,342
		繰延ヘッジ損益	1,607
		為替換算調整勘定	9,417
		少数株主持分	4,949
		純 資 産 合 計	295,377
資 産 合 計	1,357,979	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,357,979

# 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

売上高		1,438,618
売上原価		1,213,524
売上総利益		225,094
販売費及び一般管理費		155,952
営業利益		69,141
営業外収益		12,496
受取利息	2,799	
受取配当金	1,008	
有価証券売却益	884	
持分法による投資利益	2,693	
その他	5,111	
営業外費用		32,585
支払利息	6,649	
為替差損	13,391	
その他	12,544	
経常利益		49,052
特別損失		3,785
訴訟損失引当金繰入額	2,398	
独禁法違反に係る損失	1,387	
税金等調整前当期純利益		45,267
法人税、住民税及び事業税		16,622
法人税等調整額		1,336
少数株主利益		209
当期純利益		29,771



## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	92,084	42,094	100,775	38	234,917
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	11,102	11,083			22,186
剰余金の配当			4,672		4,672
役員賞与			13		13
当期純利益			29,771		29,771
自己株式の取得				71	71
自己株式の処分		1		54	55
その他			62		62
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	11,102	11,084	25,022	17	47,193
平成19年3月31日残高	103,187	53,179	125,798	55	282,110

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	14,097		11,426	2,671	5,507	243,096
当連結会計年度中の変動額						
新株の発行						22,186
剰余金の配当						4,672
役員賞与						13
当期純利益						29,771
自己株式の取得						71
自己株式の処分						55
その他						62
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	5,244	1,607	2,009	5,646	557	5,088
当連結会計年度中の変動額合計	5,244	1,607	2,009	5,646	557	52,281
平成19年3月31日残高	19,342	1,607	9,417	8,317	4,949	295,377

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

計96社

(国内) (株)川崎造船、カワサキプラントシステムズ(株)、川重商事(株)、(株)カワサキマシンシステムズ、(株)カワサキプレジジョンマシナリ、日本飛行機(株)、川重冷熱工業(株)、(株)カワサキモーターズジャパン、(株)カワサキライフコーポレーション、カワサキ環境エンジニアリング(株)

(海外) Canadian Kawasaki Motors Inc.、Kawasaki Motors Corp.、U.S.A.、Kawasaki Motors Manufacturing Corp.、U.S.A.、Kawasaki Rail Car, Inc.、Kawasaki Construction Machinery Corp. of America、Kawasaki Robotics (USA), Inc.、Kawasaki Motors Europe N.V.、Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co., Ltd.、P.T. Kawasaki Motor Indonesia

#### (2) 主要な非連結子会社

川崎食品産業(株) (休眠中)

非連結子会社はその総資産、売上高、損益及び利益剰余金等の観点からみて、連結計算書類に与える影響が重要でないため、連結の範囲から除いている。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

計19社

非連結子会社 社

関連会社 19社 川崎設備工業(株)、エア・ウォーター防災(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社 川崎食品産業(株) (休眠中)

関連会社 民間航空機(株)、朝日アルミニウム(株)

これらの関係会社については、損益及び利益剰余金等の観点からみて連結計算書類に与える影響が重要でないため持分法を適用していない。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券

主として償却原価法により評価している。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)により評価している。

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法により評価している。

なお、売買目的有価証券については保有していない。

#### たな卸資産

主として個別法、移動平均法及び先入先出法による原価法により評価している。

デリバティブ取引により生ずる正味の債権債務

時価法により評価している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

主として定率法により償却している。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法により償却している。

##### 無形固定資産

定額法により償却している。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却している。

#### (3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年10月22日））によっている。

#### (4) 引当金の計上の方法

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として過去の貸倒実績率による繰入額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した必要額を計上している。

##### 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

##### 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備え、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上している。

##### 受注工事損失引当金

当連結会計年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上している。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当連結会計年度末の退職給付債務及び年金資産（退職給付信託を含む）の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しており、会計基準変更時差異は、一部の連結子会社を除き10年による按分額を費用処理している。

また、数理計算上の差異は、主として10年による定額法により翌連結会計年度から費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。

##### 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、訴訟に対する損失に備えるため、判決に基づく見積り額を計上している。

- (5) ヘッジ会計の方針  
繰延ヘッジ会計を適用しており、デリバティブ取引等ヘッジ手段を時価評価したことによる評価損益並びに評価差額金については、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産として繰り延べている。
- (6) 収益の計上基準  
長期大型の工事（主として工期1年超、請負金額30億円以上）に係る収益の計上については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。  
なお、引渡受注工事の売上金額が決定せず及び（又は）売上原価の集計が完了していない工事については、いずれも見積り計上を行っている。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- (8) 連結子会社の資産及び負債の評価の方法  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- (9) のれんの償却の方法  
のれんの償却については、発生日以後5年間の均等償却を行っている。但し、金額的重要性に乏しいものについては、当該連結会計年度において一括償却している。

（会計方針の変更に関する注記）

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号）を適用している。

これによる損益に与える影響はない。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は292,035百万円である。

2. 企業結合に係る会計基準

当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用している。

これによる損益に与える影響はない。

### 3. 研究開発費に係る会計方針の変更

従来、汎用機事業におけるニューモデル開発等に係る費用は製造費用として売上原価に計上していたが、新技術・新機構の開発や新素材の採用による対応等、研究開発要素が強い案件が増加するという質的变化があること、また、財務諸表等の利用者の意思決定により有用かつ適切な情報提供を行い、他社の財務諸表との比較可能性をより高めることを目的として、当連結会計年度から販売費及び一般管理費に含めている。この変更による損益への影響は軽微であるほか、従来と比較すると売上原価が18,008百万円少なく、販売費及び一般管理費が同額多く表示されている。また、前連結会計年度（前事業年度）において売上原価に含まれている金額は14,417百万円である。

なお、変更の時期については、研究開発投資の増額を含む中期経営計画「Global K」の公表後、具体的な研究開発計画を策定し、当該計画が2007年3月開催の取締役会で承認されたことを受け、当連結会計年度から上記のとおり変更することが適当であると判断した。従って当中間連結会計期間においては当該費用は従来どおり売上原価に含めており、当連結会計年度と同一の処理を行った場合、売上原価が7,890百万円少なく、販売費及び一般管理費が同額多くなる。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てている。	
2. 有形固定資産に対する減価償却累計額	560,281百万円
3. 保証債務	28,036百万円
4. 担保に提供している資産	
建物及び構築物	2,321百万円
土地	1,255百万円
投資有価証券	302百万円
その他	15百万円
担保に係る債務	
短期借入金	795百万円
長期借入金	3,578百万円
その他	66百万円

#### (連結損益計算書に関する注記)

- 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てている。
- 独禁法違反に係る損失は、鋼鉄製橋梁・トンネル換気設備及び水門設備工事にに関する独禁法違反に係る課徴金等である。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 1,659,625,876株
2. 配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	4,672百万円	3円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

決議予定	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	8,297百万円	5円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,746,257株

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産 175.01円
2. 1株当たりの当期純利益 18.94円

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成8年に当社が落札した京都市ごみ焼却施設工事に關して談合を行っていたとして、代価の一部返還を求められていた住民訴訟について、平成17年8月31日京都地方裁判所から、代価の5%に相当する1,144百万円の返還を命じる判決を受けた。当社はこれを不服として、同年9月12日に大阪高等裁判所に控訴したが、平成18年9月14日棄却され代価の8%に相当する1,831百万円の返還を命じる判決を受けた。当社はさらに同年9月26日に最高裁判所に上告したが、平成19年4月24日棄却された。この判決に伴い、当社は同年5月2日京都市から損害賠償金及び遅延損害金(利息相当)合わせて2,407百万円の請求を受け、5月8日支払を行った。

なお、損害賠償金及び平成19年3月31日までの遅延損害金については、当連結会計年度において訴訟損失引当金として計上している。

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
流動		流動	
の 部	627,271	の 部	518,756
資 産		負 債	
金 預 金	27,260	支 払 手 形	35,939
取 手	2,236	買 掛 金	261,251
売 掛 金	285,020	短 期 借 入 金	69,924
材 料 及 貯 蔵 品	38,003	長期借入金(返済1年内)	10,106
仕 前 掛 金	205,847	社 債 (償 還 1 年 以 内)	20,000
前 払 費 用	12,591	設 備 支 払 手 形	3,165
繰 上 償 還 金	100	未 払 金	9,114
短 期 貸 付 金	16,550	未 払 法 人 税	27,379
未 収 入 金	27,171	未 払 受 取 金	6,992
未 収 入 益	11,829	前 預 り 金	50,659
未 収 入 当 金	130	賞 与 引 当 金	792
貸 倒 引 当 金	1,518	保 証 工 事 引 当 金	9,949
	989	受 注 工 事 損 失 引 当 金	259
固定	310,997	訴 訟 損 失 引 当 金	2,683
有形	134,805	そ の 他	2,398
固定資産	44,298	固 定 負 債	8,140
建 築 物	8,709	社 債	176,383
機 械 装 置	30,185	社 債 換 社 債	60,000
船 舶	3	新 株 予 約 権 付 社 債	14,557
航 空 機	282	長 期 借 入 金	6,269
車 両 運 搬 機 具	450	長 期 未 払 金	70,560
工 具 器 具 備 品	11,852	退 職 給 付 引 当 金	768
土 地	36,490	そ の 他	23,965
建 設 仮 勘 定	2,531	負 債 合 計	262
無形	9,820		695,139
固定資産	4,469	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	776	主 資 本	226,382
製 造 実 施 権 他	4,574	資 本 金	103,187
投資	166,371	資 本 剰 余 金	50,995
その 他 の 資 産	60,744	資 本 準 備 金	50,945
投 資 有 価 証 券	86,876	そ の 他 資 本 剰 余 金	49
関 係 会 社 出 資 金	1,666	利 益 剰 余 金	72,244
関 係 会 社 借 付 金	3,743	そ の 他 利 益 剰 余 金	72,244
繰 上 償 還 金	8,295	特 別 償 却 積 立 金	423
未 収 入 当 金	5,778	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	6,963
貸 倒 引 当 金	733	繰 越 利 益 剰 余 金	64,857
		自 己 株 式	45
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,747
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,810
		繰 上 償 還 損 益	1,062
		純 資 産 合 計	243,129
資 産 合 計	938,269	負 債 ・ 純 資 産 合 計	938,269

# 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

売 上 高	919,655
売 上 原 価	809,058
売 上 総 利 益	110,596
販売費及び一般管理費	63,510
営 業 利 益	47,086
営 業 外 収 益	10,403
受 取 利 息	986
受 取 配 当 金	5,760
有 価 証 券 売 却 益	790
そ の 他	2,866
営 業 外 費 用	23,609
支 払 利 息	2,135
社 債 利 息	1,693
為 替 差 損	12,548
そ の 他	7,232
経 常 利 益	33,879
特 別 損 失	3,785
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,398
独 禁 法 違 反 に 係 る 損 失	1,387
税 引 前 当 期 純 利 益	30,094
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,925
法 人 税 等 調 整 額	850
差 引	8,775
当 期 純 利 益	21,319



# 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別 勘定積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高	92,084	39,861	48	735	6,775	95	47,992	28	187,565
当期変動額									
新株の発行	11,102	11,083							22,186
剰余金の配当(注)							4,672		4,672
当期純利益							21,319		21,319
自己株式の取得								71	71
自己株式の処分			1					54	55
特別償却積立金取崩(前期分)(注)				222			222		
特別償却積立金取崩(当期分)				223			223		
固定資産圧縮積立金取崩(前期分)(注)					186		186		
固定資産圧縮積立金取崩(当期分)					166		166		
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩(前期分)(注)						95	95		
特別償却積立金の積立(前期分)(注)				131			131		
特別償却積立金の積立(当期分)				2			2		
固定資産圧縮積立金の積立(前期分)(注)					540		540		
当期変動額合計	11,102	11,083	1	311	187	95	16,865	17	38,816
平成19年3月31日残高	103,187	50,945	49	423	6,963		64,857	45	226,382

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	12,993		12,993	200,558
当期変動額				
新株の発行				22,186
剰余金の配当(注)				4,672
当期純利益				21,319
自己株式の取得				71
自己株式の処分				55
特別償却積立金取崩(前期分)(注)				
特別償却積立金取崩(当期分)				
固定資産圧縮積立金取崩(前期分)(注)				
固定資産圧縮積立金取崩(当期分)				
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩(前期分)(注)				
特別償却積立金の積立(前期分)(注)				
特別償却積立金の積立(当期分)				
固定資産圧縮積立金の積立(前期分)(注)				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,817	1,062	3,754	3,754
当期変動額合計	4,817	1,062	3,754	42,571
平成19年3月31日残高	17,810	1,062	16,747	243,129

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

## 個別注記表

(重要な会計方針に関する事項に関する注記)

1. 有価証券の評価方法は以下による。
  - (1) 子会社及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券
    - ・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
なお、評価差額の処理は全部純資産直入法を適用し、評価差額の合計額から税効果額を控除した後の金額を純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として表示している。  
また、売却原価は移動平均法により算定している。
    - ・時価のないもの……移動平均法による原価法  
なお、売買目的有価証券並びに満期保有目的債券については保有していない。
2. たな卸資産は、個別法及び移動平均法による原価法により評価している。
3. デリバティブの評価方法は、時価法によっている。
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用している。
5. 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準は、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年10月22日））によっている。
7. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率による繰入額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した必要額を計上している。
  - (2) 賞与引当金は、当社の賞与支給規程に基づき従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
  - (3) 受注工事損失引当金は、期末の未引渡工事のうち、将来、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、期末時点で当該工事損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、翌期以降の損失見積額を計上している。
  - (4) 保証工事引当金は、保証工事費用の支出に備え、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上している。
  - (5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託）の見込額に基づき当期末において発生していると認められる金額を計上しており、会計基準変更時差異は、10年による按分額を費用処理している。また、数理計算上の差異は、10年による定額法により翌期から費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。なお、退職給付引当金のうち、相殺表示されている退職給付信託における年金資産額は44,338百万円（株式信託拋出時の時価）である。
  - (6) 訴訟損失引当金は、訴訟に対する損失に備えるため、判決に基づく見積り額を計上している。

8. ヘッジ会計の方針  
繰延ヘッジ会計を適用しており、デリバティブ取引等ヘッジ手段を時価評価したことによる評価損益並びに評価差額金については、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産として繰り延べている。
9. 長期・大型の請負工事（工期1年超、請負金額30億円以上）に係る収益の計上については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を採用している。なお、引渡し受注工事の売上金額が決定せず及び（又は）売上原価の集計が完了していない工事については、いずれも見積り計上を行っている。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号）を適用している。

これによる損益に与える影響はない。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は244,192百万円である。

2. 企業結合に係る会計基準

当事業年度から「企業結合に関する会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用している。

これによる損益に与える影響はない。

### 3. 研究開発費に係る会計方針の変更

従来、汎用機事業におけるニューモデル開発等に係る費用は製造費用として売上原価に計上していたが、新技術・新機構の開発や新素材の採用による対応等、研究開発要素が強い案件が増加するという質的变化があること、また、財務諸表等の利用者の意思決定により有用かつ適切な情報提供を行い、他社の財務諸表との比較可能性をより高めることを目的として、当事業年度から販売費及び一般管理費に含めている。この変更による損益への影響は軽微であるほか、従来と比較すると売上原価が18,008百万円少なく、販売費及び一般管理費が同額多く表示されている。また、前事業年度において売上原価に含まれている金額は14,417百万円である。

なお、変更の時期については、研究開発投資の増額を含む中期経営計画「Global K」の公表後、具体的な研究開発計画を策定し、当該計画が2007年3月開催の取締役会で承認されたことを受け、当事業年度から上記のとおり変更することが適当であると判断した。従って当中間会計期間においては当該費用は従来どおり売上原価に含めており、当事業年度と同一の処理を行った場合、売上原価が7,890百万円少なく、販売費及び一般管理費が同額多くなる。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てている。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	350,029百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	183,695百万円
長期金銭債権	4,468百万円
短期金銭債務	114,263百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
土地	527百万円
建物	142百万円
合計	669百万円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金（返済1年以内）	789百万円
長期借入金	1,832百万円
5. 関係会社等及び従業員の銀行借入に対する保証債務	61,549百万円



## 独立監査人の監査報告書

平成19年 5月19日

川崎重工業株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 谷 紀 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 崎 寛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎重工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎重工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は研究開発費に係る会計方針を変更している。
2. 連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月19日

川崎重工業株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 谷 紀 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 崎 寛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎重工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第184期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は研究開発費に係る会計方針を変更している。
2. 個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第184期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社はトンネル換気設備工事および水門設備工事の入札の一部が独占禁止法に違反するとして課徴金納付命令等を受けました。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月22日

川崎重工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 上田 忠 男 (印)  
常勤監査役 田上 朗 (印)  
社外監査役 川本 洋 (印)  
社外監査役 土井 憲 三 (印)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の成長に備え収益力と経営基盤の強化・拡充を図るため、内部留保の充実に配慮しつつ、業績に見合った配当を安定的に継続することを基本方針としております。

第184期の期末配当につきましては、当該方針を踏まえ、業績及び内部留保などを総合的に勘案いたしまして、前期より1株につき2円増配し、当社普通株式1株につき金5円とし、総額8,297,551,025円とさせていただきたいと存じます。

なお、剰余金の配当が効力を生じる日は平成19年6月28日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

公告の周知性及び利便性の向上並びに費用の削減を図るため、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告とするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めることとし、以下のとおり所要の変更を行います。

#### 2. 変更案の内容

変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当会社の <u>公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の <u>公告方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、改めて取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 [他の法人等の代表状況]（重要でないものを除く）	所有する 当社株式数
1	田崎雅元 (昭和10年9月6日生)	昭和33年4月 川崎航空機工業(株)（現川崎重工業(株)）入社 平成4年6月 当社取締役 平成8年6月 同 常務取締役 平成9年6月 同 専務取締役 平成12年6月 同 取締役社長 平成17年6月 同 取締役会長 現在に至る [他の法人等の代表状況] (財)新産業創造研究機構 理事長 (社)日本防衛装備工業会 会長（欄外注記参照）	163,000株
2	大橋忠晴 (昭和19年11月9日生)	昭和44年4月 当社入社 平成15年6月 同 常務取締役 平成17年4月 同 取締役副社長 社長補佐 平成17年6月 同 取締役社長 現在に至る	90,000株
3	寺崎正俊 (昭和17年11月18日生)	昭和41年4月 当社入社 平成14年6月 同 常務取締役 平成17年4月 同 取締役副社長 社長補佐、本社管理部門統括（除く監査部） 平成18年10月 同 取締役副社長 社長補佐、本社管理部門統括 現在に至る	114,000株
4	松崎昭 (昭和19年3月1日生)	昭和41年4月 川崎車輛(株)（現川崎重工業(株)）入社 平成16年6月 当社常務取締役 技術開発本部長 平成19年4月 同 取締役副社長 社長補佐、技術統括、技術開発本部担当（神戸駐在） 現在に至る	113,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 [他の法人等の代表状況] (重要でないものを除く)	所有する 当社株式数
5	元 山 近 思 (昭和20年5月10日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 同 執行役員 航空宇宙カンパニーバイス プレジデント (企画・生産担当) 平成16年4月 同 執行役員 航空宇宙カンパニープレジ デント 平成16年6月 同 常務取締役 航空宇宙カンパニープレ ジデント 現在に至る	105,000株
6	野 口 二 郎 (昭和19年6月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年4月 同 執行役員 人事労政部長 平成17年4月 同 執行役員 経営企画部長 平成17年6月 同 常務取締役 経営企画部長 平成18年10月 同 常務取締役 経営企画部長、関連企業 部・法務部担当 現在に至る	100,000株
7	瀬 川 雅 司 (昭和22年11月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成15年4月 同 車両カンパニー カンパニー (プレジ デント) 付兼生産本部長 平成16年4月 同 執行役員 車両カンパニーバイスプレ ジデント (車両担当) 平成17年4月 同 執行役員 車両カンパニープレジデ ント 平成17年6月 同 常務取締役 車両カンパニープレジデ ント 現在に至る	56,000株
8	丹 波 晨 一 (昭和21年1月18日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年4月 同 執行役員 社長特命事項担当 平成17年10月 同 執行役員 汎用機カンパニーバイスプ レジデント 平成18年4月 同 執行役員 汎用機カンパニープレジデ ント 平成18年6月 同 常務取締役 汎用機カンパニープレジ デント 現在に至る	74,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 [他の法人等の代表状況] (重要でないものを除く)	所有する 当社株式数
9	三 原 修 二 (昭和21年1月27日生)	昭和44年4月 当社入社 平成13年4月 同 執行役員 汎用機カンパニーバイスプレジデント兼企画本部長 平成16年4月 同 執行役員 総務部長 平成17年4月 同 執行役員 人事労政部長 平成18年10月 同 執行役員 人事労政部長、総務部担当 平成19年4月 同 執行役員 人事労政部長、関西地区対外活動担当 現在に至る	61,000株
10	長谷川 聰 (昭和22年8月16日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年4月 同 ガスタービン・機械カンパニーカンパニー(プレジデント)付兼企画本部長 平成16年4月 同 ガスタービン・機械カンパニー営業本部長 平成17年4月 同 執行役員 ガスタービン・機械カンパニーバイスプレジデント兼ガスタービンビジネスセンター長 平成19年4月 同 執行役員 ガスタービン・機械カンパニープレジデント 現在に至る	33,000株

(注) 田崎雅元は、社団法人日本防衛装備工業会の会長を兼務しており、当社は同会と次の取引を行っております。

・防衛装備に関する資料収集及び報告書原案の作成に関する役務請負  
その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

## インターネットによる議決権行使について

### 1. システム条件

#### (1) パソコンを用いる場合

- ① インターネットにアクセスできる状態であること。
- ② Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 Service Pack 2 以上がインストールされていること。
- ③ Adobe® Reader® Ver.4.0以上がインストールされていること。  
(Microsoft® 及び Internet Explorer はマイクロソフト社の、Adobe® Reader® はアドビシステムズ社の、米国及び各国での登録商標又は商標です。)

#### (2) 携帯電話又はLモード端末を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。

- ・ iモード
- ・ EZweb
- ・ Yahoo!ケータイ
- ・ Lモード

(iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社、Lモードは東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社の登録商標又は商標です。)

### 2. ご注意事項

- (1) パソコン及び携帯電話又はLモードを用いたインターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。  
携帯電話又はLモード端末を用いたインターネットによる議決権の行使をされる際、URLを直接入力してアクセスしていただく必要がありますが、QRコードの読み取りが可能な携帯電話では、以下のバーコードを読み取つてアクセスすることができます。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (2) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効としますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (4) 本株主総会でご使用いただくパスワードは、最初のアクセス時、株主様ご自身で改めてご設定いただきます。議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくとともに、ご設定いただいたパスワードは、忘れないように注意してください。  
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはご回答できませんのでご了承ください。
- (5) プロバイダーへの接続料金及び通信料金などが必要な場合がありますが、株主様のご負担となります。

### 3. お問い合わせ先

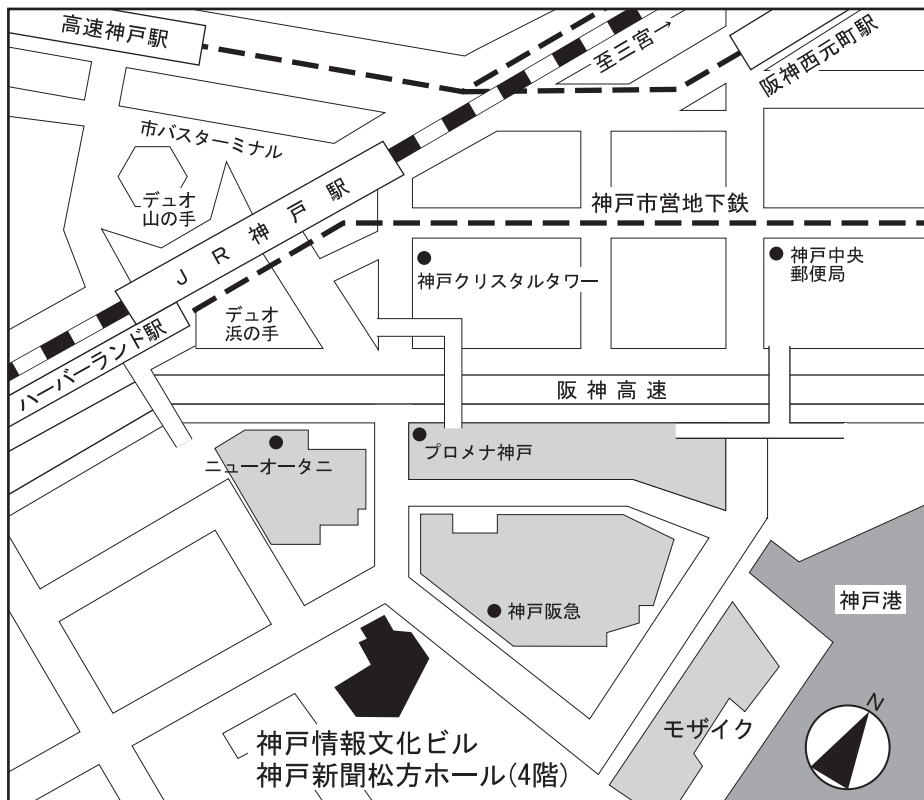
- (1) 議決権行使における、パソコン及び携帯電話等の操作方法並びに携帯電話等の利用可能機種及びバーコード読み取り対応機種について  
中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 0120-65-2031  
(土日祝日を除く 9:00~21:00)
- (2) 議決権行使以外の株主様のお届出住所、ご所有株式数等について  
中央三井信託銀行 証券代行事務センター  
電話 0120-78-2031  
(土日祝日を除く 9:00~17:00)

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含む）であって、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームを利用することができます。

# 会場ご案内図

会場 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル4階 神戸新聞松方ホール



JR神戸駅下車徒歩約10分 高速神戸駅下車徒歩約15分

地下鉄ハーバーランド駅下車徒歩約10分

なお、駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。